

静岡大学教育学部附属静岡中学校 不審者対応計画

1 ねらい

生徒の生命を守り、安全を確保するとともに、避難誘導等、教職員が迅速かつ組織的に対応できるように危機管理意識を高める。

2 危機対応体制（役割分担）

役 割	担 当	具体的な動き
全体指揮 教職員への指揮 外部対応	校長 教頭 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡大学への連絡 ・ 警察への連絡、対応 ・ 報道機関への対応 ・ 教職員への連絡 ・ 父母と教師の会への連絡、報告
不審者への対応	発見者・応援の教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 声かけ ・ 校外への誘導
避難誘導・安全確保	学級担任・級外担任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の避難誘導 ・ 安全確保 ・ 保護者への引き渡し ・ 家庭訪問 等
保護者への連絡	学級担任・学年主任	
応急措置・医療機関への連絡	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケガをした場合の応急処置 ・ 医療機関との連絡調整
記録	指導部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時系列での記録
電話対応	事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種連絡 等
安否確認	教頭（全体） 学級担任（学級） 級外教職員（校内外巡視）	

3 学校への不審者の侵入を未然に防ぐために

(1) 施設・設備での対応

①看板等の設置

主要な出入口（正門・通用門）には、「許可なく校内への立ち入り及び駐車は固くお断りします。」の看板を設置する。

②正門、通用門の施錠

生徒登校後（8：20）は施錠し、事務室の監視カメラで来訪者を把握する。

③昇降口の施錠

生徒登校後（8：20）は施錠する。（グラウンドへの出口を除く。）

④死角となる場所の解消

樹木の剪定等により、管理者から死角となる場所を解消し、内外から見通しのよい環境づくりを行う。

⑤職員室、事務室からの見通しの確保

教職員の机や、見通しを妨げる備品等の配置を変更し、職員室や事務室から正門や運動場が見渡せるような環境づくりに努める。

(2) 運営面での対応

①生徒への日常的指導・訓練の実施

- ・生徒に対し、学級活動等の機会をとらえ日常的に安全確保に関する指導を行い、安全教育の徹底を図る。可能であれば、不審者の侵入を想定した実地訓練を実施する。また、不審者を発見した場合の対応について、周知徹底しておく。
- ・校内では、日頃から誰に対しても挨拶ができるよう習慣化し、来校者にも挨拶することで、不審者の早期発見につなげる。

<不審者を発見した場合の生徒への確認事項>

- ・不審者から離れる。
- ・近くにいる教員に異常（不審者侵入）を知らせる。
- ・近くに教員がいない場合は、大きな声を出して周囲へ知らせる。内線電話を利用できる場合は、職員室等に異常を知らせる。
- ・校内放送や教員の指示に従う。
- ・避難場所は、原則、グラウンドとする。
- ・教室内待機の場合は、窓やドアの施錠を行う。また、廊下側のドアに机を複数個並べ、バリケードを作る。生徒は、椅子を持って待機する。

②教職員に対する研修・訓練の実施

- ・文部科学省から通知された「幼児児童生徒の安全確保及び安全管理についての点検項目（例）」に基づき、絶えず学校の安全対策の点検を実施する。
- ・教職員を対象とした安全管理研修を実施するとともに、不審者が侵入した場合の対応や、生徒への注意喚起、避難誘導の方法などの実地訓練を行う。
- ・日頃から警察等との連携を密にし、地域の不審者等に関する情報交換及び共有を図る。（プライバシー保護には最大限配慮する。）

③教職員による校内巡視の実施など

- ・生徒の通学時間帯や在校中は、教職員が交代で各出入口、昇降口、教室など校内外の巡視を行う。
- ・来訪者を見かけた場合は、必ず教職員が声をかけ、来訪目的などを尋ねる。
（まず挨拶をし、相手の反応を確認する。）
（相手を刺激するような問いただし方はしないように注意する。）
- ・休み時間等は、極力、生徒だけの時間帯をつくらないよう注意する。

④来校者の把握体制の確立

- ・生徒用昇降口や職員用玄関のドアに「来校者の方へ、事務室で受付をしてからお入り下さい」、事務室のカウンター前に「事務室へ、お声をおかけください」の表示を設ける。
- ・事務室には教職員が常駐できる体制を整える。
- ・来訪者には、事務室で日時・氏名・用件等の記載を依頼するとともに、「名札」の着用を義務づける。

⑤保護者との協力体制の確立

- ・保護者や生徒が学校周辺、自宅周辺で不審者を見かけ、また、不審者に関する情報などを入手した場合、直ちに警察や学校へ通報してもらう。
- ・不審者に関する情報等が入った場合、メール配信で保護者へ連絡周知する。
- ・生徒が不審者などから緊急避難するための「子どもひなん所」やかけこみやすい

店などの存在を周知する。また、教育相談、引き渡し訓練等の帰宅時に、生徒と保護者で場所を確認していただくようお願いする。

⑥警察等の関係機関との連携

- ・警察の指導を受け、不審者の侵入などを想定した訓練を実施する。
- ・不審者が学校等に侵入した際の警察等への通報体制を整える。
(職員室や事務室に、警察や消防署の連絡先など大きく表示しておく。)

4 学校に不審者が侵入してしまった場合の対応

(1) 施設・設備面での対応

①内線電話、校内緊急放送設備の活用

- ・不審者を発見したら、内線電話により、職員室に連絡する。
- ・職員室にて連絡を受けた教職員は、校内緊急放送設備の一斉放送により、合い言葉を利用して不審者侵入の事態を知らせる。

<合い言葉>

「××中、失礼します。教頭先生、〇〇で授業参観があります。〇〇へお越しください。繰り返しお知らせします。」(これを2～3度繰り返す。)

※警察及び消防署にも通報する。

②自動火災報知設備の活用

- ・不審者を発見、または生徒からの報告や校内緊急放送などにより現場に急行した教職員は、必要に応じて廊下に設置してある「自動火災報知設備」のボタンを押し、非常事態を校内全体に知らせる。(不審者侵入を周囲に知らせるとともに、不審者を威嚇する効果もある)

(2) 運営面での対応

①校内非常連絡体制の確立

- ・不審者の侵入等の異常事態が発生した場合、校内全体への周知や警察への通報が速やかに行えるように非常連絡体制を確立する。(上記、「(1) 施設・設備面での対応」を参照)
- ・異常事態を察知した場合、どのような事態が発生したのか、またどのような対応をとるべきかなどを、全ての教職員に知らせるための「合言葉」を周知徹底する。
- ・事務室において来訪者の言動に不審な点を感じた場合は、内線電話で職員室を呼び出し続けることにより、それとなく異常を知らせる。
- ・負傷者が発生した場合は直ちに応急処置を講じ、救急車の出動を消防本部に要請するとともに、警察にも通報する。

②不審者への対応

- ・不審者と相対する場合は、大きな声で、毅然とした態度で対応する。ただし、不審者かどうかの判断が難しい場合は、「どういったご用ですか？」と声をかける。理由があって来校した場合は、事務室に案内する。
- ・不審者が侵入した場合は、教職員は直ちに、必ず複数(3名以上)で、T字ぼうきや椅子、小型粉末消火器、「さすまた」などの身を守るものを携行し、現場に急行する。その際、クラスに残された生徒の安全確保にも注意する。(「さすまた」は、職員室に1本、給湯室に1本、各準備室に1本ずつ配置。)
- ・凶器を持っているか確認できない場合、まず、退去を指示する。

- ・退去の指示に従わない場合及び凶器を持っていると確認できた場合、その場の状況に応じて、次のような対応をとる。
 - ア 「さすまた」で、絶えず相手と2 m以上の距離を保つ。
 - イ 「小型粉末消火器」を開き、粉末を相手の顔の中心に浴びせる。
 - ウ 相手の動きが不自由になったところで、必要な場合は、生徒を安全な場所に避難させ、可能な場合は「さすまた」や椅子等で相手を抑え、警察官の到着を待つ。
- ※ア～ウについては、過剰防衛にならないよう注意する。
- ・不審者が侵入した場合、不審者から生徒を遠ざけることが最優先であり、他の教職員と協力して身近にある椅子や机などを不審者に投げつけたり、消火器の消化剤を浴びせかけたりするなど、相手をひるませる措置を講ずる。

5 事後対応及び措置

(1) 対策本部の設置

- ・対策本部を設置し、危機管理マニュアルの自衛組織を基本として渉外班、情報班、救護班、再発防止対策班、教育再開班等を編制する。
- ・静岡大学への支援を依頼する。

(2) 情報の収集、整理、提供

- ・情報の混乱を避けるため、窓口を教頭に一本化する。
- ・事件・事故の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを時系列で整理しておく。
- ・報道機関に対しては、情報を整理した上で、適宜提供する。

(3) 保護者等への連絡、説明等

- ・被害に遭った生徒の保護者には、できる限り速やかに連絡し、来校又は病院への急行を依頼する。
- ・父母と教師の会会長に連絡し、場合によっては協力を要請することも検討する。
- ・事件・事故の深刻さ等を勘案し、必要に応じて保護者説明会等の開催を計画、通知（学校だより等）による広報を行う。

(4) 教育再開準備及び再発防止対策

- ・応急手当と心のケアに対する体制を整える。（教職員研修の充実、関係機関・S C等との連携体制の改善）
- ・緊急時に備えた校内体制を再構築しり。（危機管理マニュアルの改善、組織、役割分担の見直し等）
- ・来校者への対応や不審者の侵入防止策を改善し、共通理解を図る。（校内案内板の改善、出入り口の適切な管理の徹底、名札着用の徹底、防犯設備等の使用方法の確認）
- ・緊急安全点検の実施による問題点の整理と環境等の改善を行う。（死角になる場所等防犯上不適切な箇所の改善、安全点検の方法の改善）
- ・安全教育の内容・指導体制等を見直す。（指導内容、時期等の再検討）
- ・保護者との連携方策等を改善する。